

菊池市総合教育会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基き、菊池市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議及び調整事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 大綱の策定に関する事項
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、市長がその議長となる。

2 会議は、市長、教育長及び教育委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市長は、会議開催日の7日前までに次に掲げる事項を構成員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。

- (1) 会議開催の日時及び場所
- (2) 協議及び調整すべき事項

4 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 会議は、協議及び調整を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項等に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認められるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(傍聴)

第7条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要

があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴の手続)

第8条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴申込書に記入しなければならない。

(傍聴できない者)

第9条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びている者。
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (3) その他市長が傍聴を不相当と認める者。

(傍聴人の禁止行為)

第10条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 写真や動画を撮影し、又は録音等すること。
- (6) その他、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴の禁止又は退場)

第11条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、第6条ただし書きの規定により非公開とした事案が審議されるときは、速やかに退場しなければならない。

(議事録)

第12条 市長は会議の終了後、遅滞なく、その議事録(以下「会議録」という。)を作成し、これを公表するものとする。ただし、第6条の規定により、非公開とした事案に係る部分についてはこの限りでない。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職、氏名
- (3) 議題及び議事の内容
- (4) その他市長又は会議において必要と認める事項

3 会議録には、会議で決めた構成員1名が署名しなければならない。

4 会議録は、期間を定めずに、又は期間を定めて公表しないこととした場合を除き公表するものとする。

(庶務)

第 13 条 会議の庶務は、政策企画部市長公室に置くものとし、総務部総務課、教育部学校教育課は、これに協力する。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 10 月 19 日から施行する。